

# AI、自律性、法人格

## ——序章的考察——

- 1 法的主体性の意味
- 2 法的主体性付与の対象
  - (1) AIかロボットか？
  - (2) いかなるAIが対象か？
  - (3) 「自律」の意味
- 3 私法におけるAIの法的主体性
  - (1) 法技術としての法人格
  - (2) AI法人格付与を導く原理
  - (3) 法人格付与の必要性
- 4 小 括

加藤隆之

## 1 法的主体性の意味

近年、人工知能、すなわち、A I (Artificial Intelligence) のもたらす様々な分野における技術革新について我々は毎日のように耳にしている。その科学技術の進歩は、法整備を必要とするものも多く、法律学の観点からは、自律型致死兵器が誤って民間人を殺害した場合、自動運転車によって交通事故が生じた場合、A Iを搭載した手術支援ロボットによって医療過誤を起こした場合など、個別の領域における法的責任について検討する研究が比較的多いようである。

本稿では、以上のような個別の領域における個別具体的な法的責任を論じる前提として、A Iに「法的主体性」(≡権利・義務の主体となること) が認められるかについて検討するものである。なぜなら、自然人である当事者のみならず、A I (又はA I搭載ロボット) を法的責任の主体として考え、その責任を負担させること、さらには権利を付与することまでが主張されるようになっており、その問題は、個々の法的紛争を超えた原理的な考察を必要としていると解されるからである。

とはいえ、この「法的主体性」という言葉は、曖昧であることは否めない。というのも、「法的」なるものの切り口は多様だからである。単純に考えても、憲法、刑法(刑事法)、民法(民事法)、行政法の分野からみて、A Iロボットが主体的な存在として扱われるのかという切り口がある。

私法上は、権利能力≡法人格と整理され、法人格は自然人と法人とに与えられている。<sup>(1)</sup> A Iは自然人ではないことから、私法上は、法人として法人格を付与できるかという観点から検討されることになる。法人は、法律の規定によ

ることが求められていることから（民法三三条一項）、AIに法人格を付与するためには、既存の制度<sup>(3)</sup>を利用できない以上は、新たな立法をする必要がある。また、法人が法律によって作られることのコロラリーとして、法人の権利能力は当該法律の規定する範囲に限定される。

刑事法上は、AIに自然人と同じような故意・過失、責任能力（非難可能性）が認められるか問題となる。もつと（も）実際には、法人の構成員である自然人のみならず法人そのものに対しても処罰するという両罰規定がおかれている場合もある。<sup>(4)</sup>とすれば、AIの法的主体性を刑事法の分野で論じる場合、AIにもその理論を応用して刑事処罰が可能であるかについて検討することが可能かもしれない。

行政法は、行政領域における国と私人との関係を規律するものが中心であり、その中でAIをいかに位置付けるか検討されることになるだろう。二〇一五年二月の航空法の改正により一部のドローンに対する規制がなされるなど、一般的には、AIは行政規制の対象として扱われている。だが、一部のAIが法的主体性を有すると考えることができるのであれば、それらは行政規範の名宛人として扱われることになる。

そして、より原理的には、AIと憲法との関係について論じられなければならない。憲法上の権利は、一般市民が権力側との闘争の結果獲得したという歴史的経緯をイギリスやフランスなどでは有しており、自然人に与えられていると解するのが基本である。しかし、法人に憲法上の権利が肯定されているように、AIに対しても、憲法上の権利を肯定できるのかについて検討の余地がある。このように、「法的主体性」の「法的」には、憲法を含むあらゆる法との関係が含まれている。

また、AIの法的主体性については、「主体」という言葉も、不明瞭である。「主体」であるということは、以上に

みた各法領域において自然人と同じように法規範の名宛人として扱われる存在という意味なのか、それとも、自然人の道具として単に規制の対象としての存在という意味も含み得るのか、という問題を含んでいる。そして、この問題を解決するためには、AIが人間と同じような存在であるのか、人間とは異なる存在であるがそれに近い存在であるのか、道徳的主体に含まれるのかなどの点の検討が必要である。つまり、AIの実体を明らかにしなければならぬ。

ここで参考になる議論として、ロボット法研究者の第一人者であるウゴ・バガロ教授の整理をみてみよう。同教授は、「法分野における適格な行為者としてのロボットと、人間の相互作用の単なる手段としてのロボットを区別することで、法制度が新しい法的アクターを規律するための、ありえる複数の方法に焦点を絞るべきである。」として、理論上、以下の四つの法制度が許容し得ると主張している。<sup>(5)</sup>

- (a) 自身の権利や義務を有するロボットに対する独立した法的人格。
- (b) 未成年者又は重篤な精神障害を有する者に与えられるような、いくつかの権利に関する憲法上の人格、すなわち、完全な法的能力を有しない法的人格。
- (c) 企業など人工的法人に現れるような、独立しているというよりも、依存した人格。
- (d) 契約上及び契約外の義務の双方を負う(ある種類の)ロボットの法的責任 (liability) のような、民法分野におけるより厳格な形式の人格。

この見解は、人間とAI搭載ロボットの関係やロボットの自律性の程度に着目して整理されたものであり、ロボットを完全なる独立の法律の主体として扱う(a)から(d)に下がるにつれて、その独立した主体としての存在ではなくなっていくことがわかる。(a)においては、自然人と同じように、AI搭載ロボットが法的な権利及び義務を包括的に享有するという考えも出てくるかもしれない。

このように、AIの法的主体性といった場合、AIの自律性の程度が低い場合も含むと解すべきである。「法的主体性」という言葉は、決して、(a)のような硬直的な概念のみを意味するのではなく(d)までを広く含む、それぞれの法領域における規範理論において、AIというプレイヤーが果たす、人間から独立した若しくは人間に従属した役割を広く含むような柔軟な概念である。

結局、AIの「法的主体性」の「法的」とは、あらゆる法領域を含み、その「主体性」とは、AIの自律性の程度が高い場合のみならず、それが人間に依存するような自律性の程度が低い場合も含むのである。本稿では、こうした幅広い規範内容を包摂するものとして、法的主体性という言葉を用いている。

## 2 法的主体性付与の対象

### (1) AIかロボットか？

法的主体性を論じるにあたっては、その主体性を有する対象(主体)が明確である必要がある。対象が明確でなければ、議論の射程が不明確となり、当該対象に即した法制度の構築は困難となる。ところが、AIを扱う法律の研究

者の間でも、法的主体性の対象として、AIを想定する論者<sup>(6)</sup>とロボットを想定する論者<sup>(7)</sup>とで見解が分かれている。また、意図的か不明であるが、両者を混在させて論じている論者も少なくない<sup>(8)</sup>。

AIが脳であり、ロボットの司令塔(脳)はAIにあるのであり、その部分を欠いた存在はただの鉄やプラスチックなどの塊でしかないからである。つまり、AIを搭載した機械がいかなる形態、外見を伴うかは本質的ではないのである。換言すれば、この争点において、AIがロボットである論理的必然性もない。鉄などの物に対する法的主体性を論じることも論理的に可能であるが、それでは、AIの法的主体性を論じる意義が消滅するだろう。

しかしながら、AI搭載ロボットの法的主体性を考える見解も、AIが搭載されているからこそ法的主体性を議論しているのであり、AIの搭載されていないロボットについて法的権利義務云々を議論しているわけではない。仮に、ロボット(ハードウェア)の形態をとつていなければ法的主体性を論じることができないというのであれば、AIそのものに対する法的主体性、若しくは、AI搭載ロボットに対する法的主体性のいずれを論じることが妥当かという議論は意味のあることかもしれない。そうでなければ、両者を区別して論じる意義は半減する。

いずれにせよ、ロボットの法的主体性を論じる見解も、AIを搭載していないぬいぐるみのような物を対象として見るわけではないから、論理的に不当とはいえないように思われる。とすれば、両者の妥当性は、実践的な意味において見いだされてくるものと思われる。具体的には、完全な自動運転車や手術支援ロボットにおいて、個々の自動車に搭載されたAIや手術支援ロボットに搭載されたAIに対する法的主体性を論じるべきか、それとも、他のロボットにも共通に搭載されているAIというソフト、仕組みに対して法的主体性を論じるべきかという比較検討である。

たとえば、会社の法人格のように、自然人から責任を分散、解放させ、自然人以外の存在にそれを帰属させるという目的のために、AIに法人格を付与するという場合において、仮に、個々のAIロボットに責任を取らせるということになると、その責任を果たす元となる財政的基礎が脆弱なものとなる可能性がある。財政的基礎については、他のAIロボットを含めて統括しているAIそのものを対象とした方が、はるかに大きなものを確保できるように思われるのである。<sup>(9)</sup>

また、AIロボットの数が多くなった場合、それらすべてに法人格が与えられることに伴う管理可能性などの問題が生じるかもしれない。個別のロボットに対してAIが別個のプログラミングを用意しているのではなく、ソフト自体の基本部分が統一的、共通的なものであれば、たまたま事故を起こした個々のAIロボットに責任を負わせるというのは不自然とも考えられる。もつとも、個々のロボットが、生じた問題に対応できるほどの財政的基礎を確保できるといえる場合には、当該ロボットに法的主体性を肯定することも可能かもしれない。

他方、AIそのものを法的主体と考えることになると、AIというのは、物理的な存在を要しないソフトウェア（プログラム）そのものであるため、仮に登記制度など用いたとしても、日常的にそれを外部から認識することは困難となるため、様々な問題が生じるかもしれない。

さらに、仮に、AIに対して罰金以外の刑事処罰を想定できるとすれば、AIというソフトに対してというよりも、AI搭載ロボットを対象とした方が、イメージがしやすいといえるかもしれない。<sup>(10)</sup> 加えて、「汎用型AI」(General Artificial Intelligence, AGI)・「強<sup>5</sup>AI」(strong AI)・「自律型AI」<sup>(11)</sup>としての特徴を有する人間と同等以上の高度な知能をもつ、人間の姿をしたロボットについては、個々のロボットの法的主体性を考えたくなる気持ちも理解

できなくはない<sup>(13)</sup>。

このように、AIそのものの法的主体性若しくはAIを搭載したロボットのそれのいずれかを妥当とすべきであるかという点については、個々の法分野において今後さらに議論が深まることよって明らかとなっていくだろう。それゆえ、AI搭載ロボットの種類、それが利用される分野、適用される法領域などによつて異なる結論が導かれる可能性も、もちろん否定できない。

現時点では、AIの法的主体性を論じるにあたり、その対象をAIとAI搭載ロボットのいずれにすべきかについて、いずれも理論的に正当であると考えられるため、本稿では、特に両者を区別することなく、互換可能なものとして用いることとする。

(2) いかなるAIが対象か？

(a) 「強いAI」出現に関する賛否

一部の専門家は、様々な種類のAIの中でも、人間と同等あるいはそれ以上の能力や知性をもったAI又はAI搭載ロボットに対する法的主体性を論じている<sup>(14)</sup>。とりわけ、「AI」そのものではなく、「AI搭載ロボット」に対する法的主体性を語る論者は、そのようなロボットの出現を予想、期待している傾向にあるように思われる。確かに、この種のロボットは、疑似的人格ともいえるべきものを有しているかの如く表層を有するため、自然人とパラレルに考えて法的主体性の享有を肯定できるようにも感じられるのかもしれない。

このような見解にも様々なヴァリエーションがあるようであるが、その最たる見解は、人間の心理や感情は科学的

に分析、解明できるものであり、いずれはAIによって機械的に実現できるのであり、また、そうしたロボットは、人間をはるかに超える情報処理能力をもつことができるため、我々の能力を凌駕する存在となると主張している。<sup>(15)</sup>つまり、人間のコピーはおろか、人間を超える知能をもつ機械（トランスヒューマン、人工（人造）人間<sup>(16)</sup>）の製造が可能であると主張しているのである。この主張は、レイ・カーツワイル氏が、AIが人間の知能を凌駕することを意味するシンギュラリティ（技術的特異点）という言葉でAIの分野において用いてから広く知られるようになったことは周知の事実である。<sup>(17)</sup>

このような事態が生じれば、これまでの自然人、法人というカテゴリーに加え、トランスヒューマン人の法人格主体性を認め、ひいては、憲法上の権利をも肯定するという方向に流れやすくなるのかもしれない。しかし、このような存在の誕生を前提として、議論を進めることは妥当かについては、西垣通教授の痛烈な批判がある。

同教授は、AI搭載ロボットに自律性などなく、トランスヒューマンの実現はないというのである。すなわち、①自由意思に基づいて合理的に判断し行為ができるのは人間だけであること、また、②行動の絶対的な予測困難性は、生物がオートポイエティック（自己創出的）な存在であることに基づいており、ネオ・サイバティクスの理論によれば、生物は、個々の個体が情報を解釈して主観的世界を構成していることを本質的な根拠として、③AIロボットはこれらの性質を欠いているため生命と異なるという結論を導いている。<sup>(18)</sup>

①の自由意思（又は意志）については、その存在があるからこそ、その道徳的主体として判断を下した行為や結果に対する非難可能性、すなわち「責任」の存在を認めることができるのである。もともと、自由意思の存在そのものがないという主張もある。たとえば、松尾豊教授は、私たちは蓄積した経験から学習して、脳の中で様々なプロセス

を経て思考した結果、行動しているが、実はそこに自由意志が入る余地はないと主張している<sup>(19)</sup>。

また、西垣教授は、②について敷衍して、「コンピュータのような機械は外部から情報をそっくり入手できる開放系だが、人間を含め生物は外部から情報を直接入力できず、主観的な意味解釈を経由せざるを得ない閉鎖系なのである。」<sup>(20)</sup>という。そして、同教授は、その主観的な意味解釈の部分は不可知なものであり、これを解析することはできないと解している。

このように、同教授は、一部のAI研究者が、人間の心理や行動は脳科学が進歩すれば理論的に分析可能であり、いずれAIにより機械的に実現できると主張することについて批判し、自律型AIロボットの製造は実現しないと異議を唱えているのである<sup>(21)</sup>。また、欧米には、歴史的に、人間を含めた生物とコンピュータなどの機械との同質性を語る、宗教上の文化的背景があり、それが原因で両者を同一視しているのだという<sup>(22)</sup>。

私は、生物学的な知見を全く有さず、また、ごく乏しい宗教に対する知識しかないため、この見解の妥当性をとにかく判断することはできないが、生命が主観的な意味解釈を通して情報を受け入れる存在であり、他方、AIが情報を意味解釈するということはあり得ないという点については、説得力があるように感じる<sup>(23)</sup>。

松尾豊教授も、若干異なる視点ではあるが、人間とAIとは峻別されるべき存在であると考えているようである。松尾教授は、感情や本能が、自己保存という生命の目的に由来するものだと考えると、生命でないAIが本質的な意味で感情をもつことはなく、人間とAIは全く別の存在であると主張している<sup>(24)</sup>。松尾教授は、人間は生物学上の進化和学習という二つの要素からなると解しており、人間の本能や感情のかなりの部分が進化に由来するものであるという。

つまり、生物とAIとは、生命、感情、本能の有無という点で異なる存在であると認識しているのである。<sup>(25)</sup> このような見解は、いわゆる機械と人間が別物であると直感的に信じてきた者にとっては、受け入れやすい結論である。この点について、いずれの見解が正しいと断定できるような知見は持ち合わせていないが、少なくとも、近い将来、人間のコピーが出現するようなことが起きるとは考えにくいのではないだろうか。

他方、サイボーグのような人間ができる可能性については、これを肯定的に解する見解が多いようである。<sup>(26)</sup> もっとも、このサイボーグのような存在については、大屋教授が適切に主張しているように、人間の内側、内部の問題として、人間にどの程度のエンハンスメントが許されるかという観点から考えるべきである。<sup>(27)</sup> ここでは、人間中心主義という観点は維持されているのであり、人間を土台としない機械からのみなるトランスヒューマンが製造された場合は異なる。

#### (b) 人間中心主義の崩壊

ともあれ、AIが進化し、自律的な人間ロボットができるか、さらには、人間を超越する能力を有するトランスヒューマンが生まれるかという議論は、我々法学の研究者が判断できることではない、というか、さっぱりわからないというのが正直なところである。しかし、トランスヒューマンが主張する「能力」や「知性」が何を指すのか、必ずしも明瞭とはいえないということは指摘できるのではないだろうか。

「能力」とは物事を成し遂げる力を指し、「知性」とは物事を知り、考え、判断する能力を指すが、これらはいずれも、結局のところ、人間のあらゆる能力をカバーするものと解される。確かに、計算能力や情報収集能力といったも

のに限れば、人間の知性を超える（超えた）と判断することは困難ではないだろうが、この能力に、視力、聴力、嗅覚、味覚、触覚などが含まれた場合、食物の摂取を要しないAIロボットにも、味覚などの感覚をもたせることは可能なのであろうか。人間は、食べ物をおいしいとかまずいとか感じる事ができるが、それもAIロボットは感じる事ができるのだろうか。

また、トランスヒューマンの完成可能性そのものとは直接関係を有しないが、AIが人間よりも優れていることは何を基準として判断できるのであろうか。Xという決断を人間やAIが行った際に、そのいずれが正しいのか、長い歴史によって証明されることもあるだろう。前例を基礎としたアルゴリズムによって判断するAIと人間の直感的な判断とでは、前者の方が常に優れているとはいえないはずである。AIの判断の妥当性は、合理性や論理性を根拠として正しいものとされるのかもしれないが、人間の日々の生活における判断は、非合理性に満ちており、それがかえって生活に喜びを与えてくれることも多い。

そして、なによりも、トランスヒューマンやサイボーグの実現がもたらす、倫理的、道徳的問題は計り知れないものがある。ごく一例をとってみても、トランスヒューマンの出現により、人間の存在意義やリプロダクション（出産）の意味が問われ、サイボーグとなる富裕層とそれを選ばない貧民層との格差、それによって、不死となれる者となれない者との格差が生まれる、人口はなかなか減らず、就職口も減少する、などの多くの問題を抱えることになる。<sup>(28)</sup>

結局のところ、我々と同等のトランスヒューマンが製造された場合には、本能や感情を有しない、また、死ぬことのない「彼ら」を我々が支配、コントロールできるのか予想もつかない。そもそも、我々のコピーといわれても誰を

モデルにするつもりなのか、人種、年齢、性別という点ですべて同じ型にするつもりなのか、我々が容易に想像できないことばかりである。

さらに、万一、我々の能力をはるかに凌駕する人工人間が製造された暁には、現段階で我々がその存在が引き起こす法的課題を想定し、それを検討したところで、気泡に帰すことになってしまふように思われる。そのような高度な存在の行動をなぜ我々のような能力の低い者が想像、想定できるのだろうか。その世界で生じるであろう難しい法的問題の解決は、「超」人間である当事者の「彼ら」にやっていたくのが賢明である。その時点では、生命という壁を越えた死に至らない人間のような姿をしたA Iロボット、すなわち、「他者」が世界を支配することになり、「人間中心主義」の社会は崩壊するのである。

### (3) 「自律」の意味

A I搭載ロボットには本質的に自律性がないという西垣教授の主張については、人間と同様の自律性を生物学的には有しないという意味では正当であろう。自律性判断の基準を主観的な意味解釈の有無という点、すなわち、生物学的な観点に求めれば、A Iは自律的な存在ということとはできないからである。

だが、言葉の意味は学問的領域が異なれば、異なる捉え方も可能であるので、自律性を別の意味でロボットに使用することも可能なのではないだろうか。<sup>(29)</sup>たとえば、自律型致死兵器は「autonomous lethal weapon」と一般に英語で表記されているが、ターゲットを探し出し、それに対する攻撃の最終的なボタンを同兵器自体が押すことを捉えて自律的 (autonomous) と表現している。笹倉教授も、A Iが「自ら学習し学習の成果を踏まえて最善の行動を選択し行

動する点を捉えて、「自律性」があると表現してもあながち不自然ではない」と主張している。<sup>(30)</sup> おそらく、ほとんどの法学分野のAI研究者は、そのような意味で自律性という言葉を使っているだろう。

自律性の基準を、「感情」(emotion)、「感覚」(sense)、「意識」(consciousness)という人間に内在的に存在するものではなく、「知性」(intelligence)、「意思」(will)というある程度客観的に把握することが可能なものに求めた場合には、その「知性」や「意思」などという言葉の意味にももちろん依るが、「意思」は「知性」よりも微妙であるが、AIを自律的存在ということは妨げられない可能性がある。

裏を返していうと、人間が自律的という場合、何を基準としてどのように称しているのかという問題である。<sup>(31)</sup> 自律的という言葉自体が多義的に用いられ得るものであり、法律学の世界でも決まった使い方があってはならない。たとえば、憲法で「自律」といった場合、佐藤幸治教授が人権及び統治全体の根幹をなすものとして提唱された「人格的自律」という言葉が想起されよう。<sup>(32)</sup> また、民法の見地からは、未成年者は一定の取引において成人の同意なくして有効な契約を締結できないこと(五条)、若しくは、脅迫や詐欺における意思表示は取り消し得ることについて(九六条)、自律的なものではないと評することができるかもしれない。

とはいえ、西垣教授の「AIが自律性をもたない」という主張は、AI(機械)と人間(生物)との区別、境界を曖昧にしようとする立場に対する批判としてなされており、非常に重要なものである。Floridi教授も、「たとえば、ロボットが「電子人間」として、生み出したデータ(機械が生み出したデータ)を所有する権利を有するか。それらは、「解放される」べきか。このような問を考へることは楽しいかもしれないが、我々が抱える差し迫った争点を考へると、焦点をぼかすものであり、無責任でもある。大事なことは、ロボットがいつの日か人間のような資格を有するか

を決めることではなく、我々が誤った概念的枠組みの中で行き詰っていることを理解することである。」と主張している。<sup>(33)</sup>

人間とAIの境界をぼかす試みは、既にみたように、ある一定のAI、とりわけ自律性や汎用性を有するAIを特別扱いしようとする立場によって行われている。多くの専門家は、AIの「道徳主体」(moral agent)性について論じているが、その中には、トランスヒューマニスト的な立場を前提とし、AIと人間と同一視していくことを擦りこもうとしているものが見受けられる。このように、AIの自律性に関する議論は、道徳的判断を必要とする倫理規範や法規範を遵守する名宛人となり得るか、動物のような保護の必要性はあるのか、などの法的論争において決定的な影響を与えているのである。<sup>(34)</sup>

しかし、何らかの理論的な擬制や修正なくして、AIを道徳主体として想定することはできない。<sup>(35)</sup> AIは所詮、機械であり、栄養を必要とし排せつ物を出す生命体ではなく、それゆえ他律的な存在だからである。人間と異なる存在、主体としてAIに帰責させる法的構成を考えることは可能であるが、AIを人間と同様の道徳主体として、とりわけ、責任の主体として認めることは、Floridi教授の指摘するように、人間が責任を免れようとしているだけかもしれないのであり、無責任な状態を生み出しかねないことに注意を払うべきである。

この認識を出発点として、AIの自律的(に見える)機能を分析し、その段階、類型に応じて、法的な扱いについて議論すべきである。その議論に必要な範囲において、AIが自律的な役割や機能を果たすという表現を用いることは不当とはいえないだろう。すなわち、生物学以外の法学などの見地からAIの自律的な機能を語ることは許されるのである。しかし、繰り返しであるが、そのような場合であっても、AIがどんなに自律性の高いものであったとし

ても、それは他律的存在であり、本質的に人間とは異なる存在であるということは肝に銘じるべきである。

### 3 私法におけるAIの法的主体性

#### (1) 法技術としての法人格

私法上の権利義務の主体と解するための法技術のひとつが、法人格の付与である。川島武宜教授は、法律関係の帰属点は「法的人格」と呼ばれ、人間個人をモデルとすることによって擬人化されているが、法技術上擬人化される必然性はなく、ひとつの歴史的現象にすぎず、これ以外の法技術はあり得ないわけではないと指摘していた。<sup>(36)</sup> つまり、法人格付与は、ひとつの法的テクニクにすぎないというのである。

当然のことであるが、「Xが人であること」と「Xが権利義務の主体であること」は、異なる命題である。<sup>(37)</sup> 前者は生物学上の命題であり（それに限られないが）、後者は規範学上の命題である。前者が肯定されたとしても、後者が肯定されるとは限られないことは、歴史上明らかである。たとえば、一九世紀後半まで続いたアメリカ合衆国の奴隷制度はその典型である。日本でも、江戸時代では、家父長制度が確立され、女性が離婚する権利は少なくとも形式上は存在しなかった。明治時代に入っても、政府は、「戸」を単位として、民法では長男相続が制度化された。こうした制度のものとは、女性や長男以外の男子が完全なる法人格を有していたとはいえない。

また、人でないとしても、権利義務の主体となることは可能である。たとえば、一般社団法人・一般財団法人、会社、<sup>(38)</sup> 国、地方公共団体などは生物学的な人でないことは明らかであるが、法人格が与えられ、一定程度権利義務の主

体となることが認められている。<sup>(39)</sup> すなわち、法人格を付与するために、人としての要素を有している必要性は全くないのである。<sup>(40)</sup>

アメリカ合衆国の進歩主義時代 (progressive era) に活躍したハーバード大学 Gray 教授は、生命ではない存在 (inanimate things) に対しても法的権利義務の客体となること、たとえば、異教徒ローマ (pagan Rome) における寺院、教会の建物、初期中世の聖人の遺物が、おそらく、そうした客体であったと指摘した。<sup>(41)</sup> この指摘では、会社のようなフィクションに対してではなく、直接「物」<sup>ぶつ</sup>に対して法的権利の客体としての地位が認められてきたことを示唆している。<sup>(42)</sup>

また、法人格は法によってその基礎を与えられるのであるから、その内容についても法によって規定される。アメリカ合衆国では、一九世紀初期という早期の段階で、連邦最高裁は、企業 (corporation) は、人工的、不可視、無形の存在であり、法の思考の中においてのみ存在し、単に法の創造物であるがゆえに、国王の設立認可状 (charter) が明示的に若しくはその存在にとって付随するものとして与えた財産のみを保有すると判示した。<sup>(43)</sup> この事件は法人の意義が直接問題となったものではないが、判決では、その重要な特徴として不死 (immortality) であることをあげている。それは、もちろん法技術上実現されることであり、法人の存在やその内容が法制度に依拠するものであることを示唆している。<sup>(44)</sup>

このように、法人格は、法制度によって必要な権利義務の範囲が人為的に確定されるものであり、その対象に限定が画されているものではない。よって、AIの法人格付与可能性を論じることに対する理論的な障壁はないと考えられるのである。<sup>(45)</sup> 実際、Solum 教授は、思考実験として AI の法人格付与の許容性について、一九九二年の先駆的な

論文で論じており、その当時に肯定的な見解を示していた。<sup>(46)</sup>

(2) AI法人格付与を導く原理

そこで、問題は、具体的にいかなるAIに法人格を認めるかということになる。現時点では、汎用型AIの出現可能性はない又は極めて低いと考えられているし、そのような存在の出現した場合に備えて我々が考えることは生産的とはいえないのであるから、特定の知的機能の遂行に特化したAIの実体、機能（いわゆる「特化型AI」）に対応する形で、その法的主体性を制度化するということを想定するのが現実的であろう。

そうはいっても、理論的には、法人格付与の妥当性を導く単一の原理はないというのが正しいだろう。<sup>(47)</sup>そこで、Tom Allen教授とRobin Widdison教授は、「道徳的権利付与（moral entitlement）、社会的現実（social reality）、法的便宜（legal expediency）」とどう二つの考えられる根拠を提示している。このうち、「道徳的権利付与」とは、AIを道徳的な主体と認めて法人格を付与するという主張であるが、彼ら自身はこの理論を否定している。

二つ目の「社会的現実」とは、社会において、ある存在が既に権利義務の主体として認められているような場合に法人格を付与するという主張である。日本でも、川島武宜教授が、「或る社会的存在が法律関係の帰属点として法律上処理されるのは、現実の社会生活の中でその社会的存在を権利義務の帰属点として人々が見なして処理しているという事実、に基づいているのが普通である」と主張していた。<sup>(48)</sup>こうした見解に依拠すれば、人々がAIロボットを社会的存在として広く認知し、権利義務の帰属点として違和感なく受け入れられているような事実が生まれた場合、ますます、法人格付与は現実的な選択肢となると考えられる。

この点について、Tom Allen 教授と Robin Widdison 教授は、法律制度そのものがひとつのオートポイエティック（自己創出的）な存在であると理解する見解を参考にして、自然人以外の存在を法的主体として扱うためには、その存在が法の外の (extra-legal) 行為をする能力を有していなければならず、その行為には法律制度によって法的意味が与えられなければならないという。<sup>(49)</sup>

そして、企業などの構成員の行為と異なり、コンピュータをそのような存在として位置づけることが当時の時点では難しいと結論づけているが、自律的なコンピュータが、我々が自然人を連想するような洗練された取引戦略を示すのであれば、それが契約をする社会的能力を有することになり、究極的には、法律制度がコンピュータに法人として扱うように圧力をかけることになるという。<sup>(50)</sup>

つまり、この要件——この要件を両教授のように理解すべきかは、船などの物に対する法人格の付与を考えた場合、検討の余地があるが——からは、原理的にコンピュータに法人格を付与することを否定できないのである。社会的現実という要件は、現実をそのまま受け入れるような法制度の構築を求めるものであるから、そもそも規範的な意義が希薄である。また、社会の現実や一般人の受容というものは時代とともに変化するものであるから、必ずしも特定の AI に対する法人格の付与を排除するものではないだろう。

### (3) 法人格付与の必要性

Tom Allen 教授と Robin Widdison 教授は、さらに、「法的便宜」のために法人格を付与する可能性について論じている。この要件は、文字通り、法人格を付与することが便宜であるからそれを付与するという主張であるが、単に

便宜ということを超えて「法人格を付与する必要性」を求めていると解すべきであろう。必要性がなければ、便宜とはいえ、わざわざ法人格という法技術によって対応しなくてもよいと考えられるからである。この点については、まず、特定の分野に限定せずAIに対する法人格付与の正当性を論じるべきとも考えられるが、日本でも多少議論されている特化型AIについてみてみることにする。

AIに法人格を付与することは可能であるとしつつも、会社を設立しその会社にAIを購入させる形又はAIを現物出資する形をとれば、AIの行為によって多額の損害賠償を請求されたとしても、出資者有限責任の原則により、出資者の責任は出資額に限定されるため、わざわざAIに法人格付与を認める立法の必要性はないのではないかという見解がある<sup>(52)</sup>。また、そのための手法としては、合同会社が最も簡便であると主張している。斉藤邦史准教授も、合同会社が個別のAIを資産として保有することで役務の提供主体となるという形に相応の合理性があると評価している<sup>(53)</sup>。

こうした見解は、既存の会社の枠組みを利用して、実質的にAIに法人格を与えるのと同様の効果をもたらす可能性があることを示唆するものである。さらに、AIの法人格付与の必要性は、AIの種類によって異なる可能性がある。そこで、特化型AIとしてよく取り上げられる自動走行運転と投資媒体について簡潔に概観することにする。

自動走行運転AIについて、少なくとも現時点では、AIに法人格を付与する必要性がないと考える見解として、たとえば、栗田昌裕教授は、自動走行車による事故発生の場合の責任について、既存の財団法人というスキームで対応が可能であり、あえて、AIの法人格制度を作る必要がなく、ロボットに責任を課するのが目的だとすれば、強制保険スキームや補償基金の方がはるかに効率的であると主張している<sup>(54)</sup>。

また、栗田教授は、資産運用や資産管理を自動化するAIについても、既に「THEO」や「ウェルスナビ」というロボアドバイザーが実用化されているが、法人格を認める必要がないという。ロボアドバイザーに従って取引するという合意が契約当事者に存在すればよいだけの話であるというのである。<sup>(55)</sup>

他方、斉藤准教授は、取引関係者の責任を制限するため、法的な権利義務を帰属させる投資媒体への法人格付与に肯定的な立場のようである。<sup>(56)</sup> 同様に、Argyro Karanasiou 教授とDimitris Pinotis 教授は、「高度に自動化されたロボットには、主体的なインシヤティヴがあり、かつ、市場の要請もあるため、法人格付与の基準を満たしていると主張している。<sup>(57)</sup> これらの見解は、法人格の付与が必要とまでは主張していないかもしれないが、少なくともその付与が経済的な観点から便宜であることを認めている。

既存の法人格付与の制度が利用できない又は利用しにくいなどの事情があれば、AIに法人格を与えるという制度の導入そのものを否定する理由はない。しかし、現時点で、そのような事情はないのではないかと思われる。また、AIに法人格を与えなければ解決できない法的問題のあぶり出しは十分とはいえないのではないだろうか。

ところで、AIに法人格を付与するといった場合、その設計図に人間の構成員や人間の関与を要件とすべきかという問題がある。この点が会社と異なり得る点とも考えられる。<sup>(58)</sup> 会社では、その構成員としてその手足として動く代表取締役以下の存在が必要であり、他の法人組織でも、同様である（宗教法人法一二条、私立学校法三〇条、社会福祉法三一条）。

このように、人間の関与が必要であることについて、Edward Coke 卿は、「一七世紀初期の段階で示唆していた。すなわち、*Case of Sutton's Hospital* において、企業が目に見えない不死のものであり、法の意図や考慮の中におい

てのみ存在すること、それゆえに、先祖も子孫も有し得ないこと、心を有しないため、反逆罪を犯すことも、社会から追放されることも、破門されることもないこと、代理人を除いて自ら現れることもできないことなどを判示したのである。<sup>(59)</sup>

ところが、一部の専門家は、自律型 AI、汎用型 AI、強い AI という特徴を有する AI の実現可能性に引き寄せ、それと人間との近似性から人間の関与しない独立した法人格付与の論理的必然性があるかのように語る傾向がある。<sup>(60)</sup> AI に対する法人格の付与の必要性について賛否両論あることは当然であるとしても、AI そのものを完全に人間から独立した道徳主体として考え、人間と同様の法人格を与えるという議論の展開については注意しなければならぬ。<sup>(61)</sup> また、そこまでの AI を想定していなくとも、AI が自律的に判断して自動走行や投資ができるからという理由で人間の関与しない法人格を与えるという見解に対しても同様の注意が必要である。

なぜなら、人間の介入を必要としない仕組みは、人間中心主義を切り崩すきっかけとなる可能性を秘めているからである。自律的判断を行うようにみえる AI は人間が作ったものであり、製作後もその技術的な管理や整備、法や倫理の規範適合性の確保や更新、予期せぬ事故への対応などにおいて人間の役割が無くなることはない点に留意すべきである。<sup>(62)</sup>

#### 4 小 括

最先端の AI がもたらす諸問題について検討するというテーマは、法学や倫理学において、現在、最も注目を集め

ている分野のひとつであるといつていいだろう。だが、そこで展開されている議論が、必ずしも互いに噛み合っていないのではないかと感じることも多い。それはなぜだろうか。

その主因のひとつは、議論の対象としているAIの種類が異なる点にあると考えられる。伝統的な研究者は、現実には製作されている又はされつつあるAIから生じる法的課題を伝統的な法的理解の枠組みで解決しようとしている。他方、最も進歩的な研究者は、汎用性及び自律性という性格を有するAI、さらには、人間と同じような意識をもった強いAIの出現（シンギュラリティの到来、トランスヒューマンの出現）を信じ、そこから生じ得る法的課題について検討しようとしている。

確かに、シンギュラリティが到来するのか、トランスヒューマンが出現するのか、という点については、科学的知見がないため絶対にはっきりとまではいい切れない。とはいえ、万一、そのような時代が来た場合、我々は、自分達よりもはるかに知能の高い存在を前にして、何ができるといえるのであろうか。その予測不可能な未知の世界を想像で語ることは楽しいかもしれないが、法学の見地からは無為である。

法学という学問は、確定している又は将来ある程度確定的と考えられるような事象に対して規範的観点から検討を重ね、規範設定をする（rule-making）という性質を有している。よつて、あまりにも不確実な将来を見据えて、現段階で法学上の机上の空論を重ねることは、生産的とはいえないのである。トランスヒューマンの実現は、仮定の話を重ねてのみ可能なものであり、現時点で法学の検討対象とすることは妥当でない。

このように、肝心なことは、シンギュラリティ、汎用型AI、自律型AI、強いAI、機械学習、ディープ・ラーニングといった言葉に惑わされずに、現実を見据えて法学的な議論の射程を明確にすることである。現在、我々に与

えられている限られた時間や能力に鑑みると、我々が行うべき議論は、現実を生じている又は生じつつあるAIについて、現行法が対応可能であるのか、若しくは、改正や新たな立法が必要であるのかを見極めることである。

もつとも、トランスヒューマンを製作するという試みは、あくまでも様々な内容を有するAIのごく一部である。そこで、一部の専門家は、トランスヒューマンに限らず、自律性をもった一定のAIについて、独立した特別の法的地位を有する存在として認めようとしている。対話型ロボット、自動走行車、自律型致死兵器などの自律型AIが、これまで存在しなかった法的問題を生じさせているのは事実である。

それゆえ、自律型AIを、何らかの法的な行為者、主体 (actor agent) として認めていく必要があるということも理解できる。しかし、そもそも、AIは、人間によって製作される機械 (人工的な知能) である。万一、人間以上の能力を有する存在が作られた場合でも、それは、人間が作った創造物であり、依然として、人間の属性や意味を脅かすものではない。生命体か否かという点で、AIと人間は異なる存在だからである。

にもかかわらず、一部の研究者が、自律型AIを人間に接近させて、それに人間と同様の扱いをしようとしていく。しかし、このような立場は、一方で、人間以外の存在に権利を付与するという議論に流れやすくなり、他方で、その存在に倫理や法の責任を押し付け、当該AIの考案者、製作者、提供者、販売者、購入者、利用者といった人間の責任を回避することにもつながり得ることに留意すべきである。とりわけ、後者の点は、「人間は利益を享受するが、責任はAIにとつてもらおう」という態度になりかねず、道徳的に問題がある。

AIがどれほど自律的に見えたとしても、それは機械なのであるから、その点を十分認識したうえで、法や倫理的な統制を考えることを忘れてはならない。それゆえ、たとえば、対話型知能ロボットを例にとれば、「ロボットが対

話の相手方の「プライバシーを守る」(客観的にはそう見えるが)ではなく、(人間が)「ロボットにプライバシーを守る」という表現が本質を衝いたものである。

しかしながら、以上のことは、同時に、AIを法的な議論の射程から放擲すべきであるということの意味しない。AIが機械であるとしても、法人格付与の対象となり得ると考えることはその好例である。AIが果たすその社会的役割は確実に大きくなっており、そこから生じる法的な問題は増加の一端を辿っている。よって、AIと法との関係を真剣に議論することは必要なことである。

本稿では、AIの法的主体性について論じるとしつつも、その前提となるAIの議論及び法人格付与の可能性について初歩的な考察にしか至ることができなかった。人間中心主義というボトムラインを確認したにすぎないという批判が想定されるが、それについては甘受したいと思う。しかし、AIの領域における法的な問題を検討する出発点として、技術的な話ではあるが、AIの本質を最低限押さえ、議論の射程を明確にしておくことは必要であろう。さもなくば、現実に起きていくことであるが、法的議論が混乱する。

なお、AIに対する法人格付与の妥当性に関するより詳細な考察、AIを道徳的主体として取り込むことの是非、AIの刑事責任の可否、AIの人権享有主体性など多くの諸論点については、今後、検討することにした。

(1) ロボットとの対比において、「人間」という表現が一般的には多用されており、法律学においては、それが規範概念とは言い難いのではないかと思われるが、本稿では、「自然人」と互換的に使用することにする。また、「人」という表現は、生物学的な意味でも、規範的な意味でも(たとえば、憲法一六条から一八条の「何人も」)使用されているが、この「人」についても、「人間」や「自然人」と区別をしていない。

- (2) 団藤重光教授は、権利義務の主体となる能力を権利能力といい、これはもともと私法について認められた概念で、権利能力のある者を法人格があるというと説明している（『法学の基礎（第二版）』（有斐閣、二〇〇七年）一三一頁）。また、栗田昌裕「AIと人格」山本達彦編『AIと憲法』（日本経済新聞出版社、二〇一八年）二〇八―二〇九頁を参照。
- (3) 現在、私法人の領域では、会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、宗教法人法、私立学校法、社会福祉法などの法律によって、法人格が与えられている。
- (4) たとえば、金融商品取引法の有価証券報告書の重要な事項につき虚偽記載を行った者に対しては、一〇年以下の懲役若しくは一〇〇万円以下の罰金又はその併科されるものとし（一九七条）、また、法人に対しては七億円以下の罰金を科している（二〇七条七号）。
- (5) Ugo Pagallo, *The Law of Robots* (Springer, 2013) 153.  
なお、同著については、ウゴ・バガロ『ロボット法』（新保史生監訳・訳）（勁草書房、二〇一八年）が出されており、便宜である。
- (6) AIそのものに対する権利主体性を想定している日本の専門家として、青木人志「権利主体性」概念を考える―AIが権利を持つ日は来るのか「法学教室四四三号（二〇一七年八月）五四頁、斉藤邦史「人工知能に対する法人格の付与」情報通信学会誌三五卷三号（二〇一七年）一九頁、栗田昌裕「AIと人格」第四章を参照。  
海外の専門家として、Jacob Turner, *Robot Rules* (Palgrave Macmillan 2019): Argyro Karanastou and Dimitris Pinotis, 'Towards a Legal Definition of Machine Intelligence: The Argument for Artificial Personhood in the Age of Deep Learning' (ICAIL '17, London UK, June 2017) 119; Lawrence B. Solum, 'Legal Personhood for Artificial Intelligence' (1992) 70 NCL Rev. 1231 を参照。
- なお、Samir Chopra and Laurence F. White, *A Legal Theory for Autonomous Artificial Agents* (The University of Michigan Press 2011) では、人工エージェント (artificial agents) の法人格付与について論じている（第五章）。この agent の日本語訳は厄介であるが、同著では、AIプログラムにおけるソフトウェアのひとつを指すものとして用いられている（六八頁）。
- (7) 他方、ロボットの権利主体性を想定している日本の専門家として、久木田水生・神崎宣次・佐々木拓『ロボットからの倫理学入門』（名古屋大学出版会、二〇一七年）第三章、平野晋『ロボット法増補版』（弘文堂、二〇一九年）二四一、二五二

—二六一頁、西垣通「AI倫理人工知能は「責任」をとれるのか」(中央公論新社、二〇一九年)第二章を参照。

海外の専門家として、David J. Gunkel, *Robot Rights* (Massachusetts Institute of Technology 2018); Luciano Floridi, 'Robots, Jobs, Taxes, and Responsibilities' (2017) 30 (1) *Philosophy & Technology* 1; Ugo Pagallo, *The Law of Robots* 15—21—181を参照。

また、「ロボティクスに関する民事法準則の委員会勧告を伴う二〇一七年二月一六日欧州議会決議」(P8\_TA (2017) 0051, European Parliament resolution of 16 February 2017 with recommendations to the Commission on Civil Law Rules on Robotics) では、最も洗練されたロボットに「電子人としての地位 (status of electronic person)」や「電子人格 (electronic personality)」という特定の法的地位を付与することの可能性について、欧州委員会が将来の立法の選択肢として検討するよう求めている(第五九段落上)。

(8) 木村草太編著『AI時代の憲法論 人工知能に人権はあるか』(毎日新聞出版、二〇一八年)。

また、海外の専門家として、Tom Allen and Robin Widdison, 'Can Computers Make Contracts?' (1996) 9-1 *Harvard Journal of Law & Technology* 25, 42 以下、コンピュータを契約主体とした場合、それはハードウェアなのかソフトウェアなのか不明であるという。

(9) もっとも、この点はあまり強調すべきではないのかもしれない。法人格を付与された団体がいかなる範囲で活動し責任を負担するのかという点については、法制度の在り方で決まる——株式会社の資本金が一円でも設立できるようになっていることをみれば明らかかなように——のであり、自然人に損害を与えた場合の責任財産の確保ということ以外に、法人格を付与する必要性や合理性が存在する場合に、AIやロボットの範囲を明確にし、それらに適した法人格の付与の方法を見いだすことができれば、必ずしも財政的基盤を有しないAIやロボットに法人格を付与することもできると考えられるからである。

(10) 笹倉宏紀「AIと刑事法」山本達彦編『AIと憲法』(日本経済新聞出版社、二〇一八年)三九四頁のシナリオを参照。

(11) 「強いAI」と「弱いAI」という表現は、John R. Searle が用いたものであり、強いAIとは、適切にプログラムされたコンピュータが、文字通り他の認知状態を理解し保有するという意味において、実際に精神であるかどう(“the appropriately programmed computer really is a mind, in the sense that computers given the right programs can be literally said to understand and have other cognitive states.”) (Minds, Brains and Programs' (1980) 3 (3) *Behavioral and*

Brain Sciences 417, 418)。

(12) なお、高橋恒一氏は、座談会において、AI事態の定義も非常に混乱していると指摘している(福田雅樹・林秀弥・成原慧編『AIがつなげる社会』(弘文堂、二〇一七年)一一八頁)。たとえば、汎用性というのは工学的に定義可能、それも連続的に定義可能であるはずの指標であり、特化型と汎用型の明確な境界はないという。つまり、複数のタスクをこなすAIは汎用型といえることである。

(13) 人間は、意思の疎通が十分とはいえない相手である動物に対してはもちろんのこと、意思の疎通が一方的なものであるぬいぐるみに対しても愛情を注ぐことができる。とすれば、人間や動物の姿をしたロボットに対して人間が愛情をもつことも不思議ではなさ( Cf. Christoph Bartneck, Christoph Lütge, Alan Wagner, Sean Welsh, *An introduction to Ethics in Robotics and AI* (Springer 2020) 56; Alan Winfield, *Robotics: A Very Short Introduction* (Oxford University Press 2012) 67)。

日本では、アニミズム (animism) の文化があり、目に見えないものやモノにも魂が宿っていると考える精神的土壌がある。「八百万の神」はその精神の象徴であり、昔話には、木、時計、やかんが擬人化して描かれていることがある。

(14) たとえば、Johannes Marx 教授と Christine Tiefensee 教授は、トランスヒューマンの出現を想定してロボットの権利義務を考えることは、推論的 (speculative) であるとしても、強いAIロボットが権利保有主体となることもあり得ると主張している。同教授らは、強いAIは人間のような感覚を本質的に有さず、そのような感覚を有しているかのように見せる機能をもつことができるにすぎないが、人間の感覚との違いが道徳的に関係する (morally relevant) と主張できない限り、ロボットの利益に価値があり保護されるべきであるだろうという。さらに、その帰結として、そうしたロボットを破壊することこそその権利を侵害するようになるだろう (Of Animals, Robots and Men (2015) 40 (4) Historical Social Research 72, 83-86)。

また、有名な「アシロマAI原則」を示した国際会議を二〇一七年に開催したマックス・テグマーク (Max Tegmark) 教授が書いた『Life 3.0』(水谷淳訳)(紀伊國屋書店、二〇二〇年)を参照(法的権利の付与については一六三―一六四頁)。他方、Lantz Fleming Miller 教授は、トランスヒューマンであっても人間と同様の権利は享有しないという (Granting Automata Human Rights: Challenge to a Basis of Full-rights Privilege, 16 (4) Human Rights Review (2015) 369, 377)。

(15) テグマーク教授は、AGIが支配する世界へ辿り着くには、①人間レベルのAGIを作る、②そのAGIを使って超知能

を作る、③その超知能を使って、またそれを解き放つて、世界を支配させるというステップが必要であるとうう (『Life 30』198-199)。

- (16) トランスヒューマン (transhuman) の意味は一義的に定まっているわけではない。trans は超越するという意味であるから、人間を超越する存在であることは明らかであるが、その内容としては、①人間と同等の能力をコピーした存在 (ただし、死に至るということがない)、②人間の能力を超えた存在、③能力を改良・向上させたサイボーグのような人間 (enhanced human) の三種類に分けることが可能である。本稿では、差し当たり、トランスヒューマンとは主に②のような存在を指して用いており、③については、サイボーグとして別に分類している。なお、ヒューマノイド (humanoid) は人間の姿を (大雑把に) 真似たロボットのことを指し (すなわち、外見が判断基準である)、アンドロイド (android) はヒューマノイドのうち、より忠実に人間の姿を反映させたロボットのことを指すようである (Alan Winfield, *Robotics* 61-62)。

- (17) Ray Kurzweil, *The Singularity Is Near: When Humans Transcend Biology* (Penguin Books 2005)。

シンギュラリティの到来については、松尾教授のように肯定的な立場と西垣教授のように懐疑的な立場とに分かれている。松尾教授は、生命 (人間) と機械とを区別しつつも、「二〇四五年にシンギュラリティが起こりますか」と聞かれたら、「わからない」と答えるのが、科学者としては誠実な態度だという (松尾豊『超AI入門』(NHK出版、二〇一九年) 一六二頁)。また、青木教授は、「人間の脳と同等またはそれを超えてしまう『汎用人工知能』がいずれ出現するという (青木人志『権利主体性』概念を考える—AIが権利を持つ日は来るのか』五四頁)。

同様の立場にたつ海外の専門家については、Ugo Pagallo, *The Law of Robots* 二〇—二二頁に掲記されている学説及び David J. Gunkel, *Robot Rights* を参照。また、テグマーク教授は、「人間レベルのAGIを作れるようになるという保証はまったくない。しかし、絶対に作れないという完璧な論拠もない。」という (『Life 30』一九四頁)。

基本的に懐疑的な立場を支持する日本の専門家として、中川教授は、「出現確率が非常に低い」という (中川裕志『裏側から視るAI』(近代科学社、二〇一九年) 五—七頁)。また、山田教授は、「シンギュラリティにはまったく否定的であり、噴飯ものだと考えています。」とまでいう (山田誠二『本当は、ずっと愚かで、はるかに使えるAI』(日刊工業新聞社、二〇一九年) 一三頁)。さらに、海外の専門家として、Luciano Floridi, *Robots, Jobs, Taxes, and Responsibilities* などがある。ところで、吉成真由美氏は、レイ・カーツワイルとの対談の中で、「われわれはまだ、細胞一つ、ミトコンドリア一つ、

光合成でさえも、再現することができていませんね。」と指摘しているが、カーツワイル氏は、人工的なゲノムを使って生命体を作るところ、また、人間の内臓を培養するところまで来ていると反論している（ノーム・チョムスキー他・吉成真由美（インタビュアー・編）『人類の未来 A I、経済、民主主義』（NHK出版、二〇一七年）一〇二—一〇四頁）。

(18) 西垣通『A I 原論 神の支配と人間の自由』（講談社、二〇一八年）三七—四〇頁、同『A I 倫理人工知能は「責任」とれるのか』第二章。

(19) 松尾豊『超 A I 入門』一一五—一二六、一五三—一五四頁。

(20) 西垣通『A I 倫理人工知能は「責任」とれるのか』七二頁。

(21) 西垣教授は、「人間の脳が脳をつくる」のであり、人間の脳が完全なものでないとすれば、人知を超える総合知、普遍的な絶対知を自ら追求していく A I を作り出すことは困難なはずである。つまり、「人知の模倣」は必ずしも「絶対知の実現」にはつながらないのだ」という（『A I 原論 神の支配と人間の自由』五六頁）。

(22) 西垣通『A I 倫理人工知能は「責任」とれるのか』七五—七六頁。

西垣教授は、人間が世界を観察して科学技術を開発しているのではなく、神が観察しているのだとすれば、確かに両者を区別する境界線など消滅してしまうだろうと指摘している（八一—八二頁）。なお、詳しくは、『A I 原論 神の支配と人間の自由』第五章を参照。

(23) 山田教授は、「A I の正体は、コンピュータプログラム、つまりコンピュータを動かす命令が書かれた「文書（人工物）」です」という（山田誠二『本当は、ずっと愚かで、はるかに使える A I』三頁）。

(24) 松尾豊『超 A I 入門』六六—六八頁、同『人工知能は人間を超えるか』（KADOKAWA、二〇一五年）一九二—一九七頁。

(25) そのため、人間は、懐かしさを覚えることや相手のことを慮ることができ、A I ロボットがそのような感情を有する（感じる能力をもつ）ことはできないと解すべきであろう。また、一般に三大欲といわれる食欲、睡眠欲、性欲は、本能に属するものと考えられるので、これも A I ロボットが有することはできないと解すべきだろう。

(26) 大屋雄裕『ロボット・A I と自己決定する個人』弥永真生・宍戸常寿『ロボット・A I と法』（有斐閣、二〇一八年）七六一—七七頁、河嶋春菜『A I と尊厳』山本達彦編『A I と憲法』（日本経済新聞出版社、二〇一八年）二四八頁、松尾豊『超 A I 入門』一六〇頁。

松尾教授は、「人間がロボット化して死ななくなっていく。生物工学や遺伝子工学、ロボット工学の進展によって、義手の装着や臓器の再生、そして脳の仕組みを模倣してコンピュータ上でデータ化してしまう「マインドアップロード」が登場」し、AIと人類が融合すると主張している。もっとも、ここまでいくと、人間なのかロボットなのかその境界線は曖昧になってくるだろう。

(27) 大屋雄裕「ロボット・AIと自己決定する個人」七六頁。

大屋教授は、「どこまでが自分でありどこからが拡張された自分であるかはロボットなのかという問題が生じ」、また、「ロボット・AIが我々人類ではないもの、我々の領域を脅かし得る他者の問題であるのに対して、サイボーグはあくまでも我々の内側から現れる問題である」という。

(28) ウェンデル・ウォラック『人間 vs テクノロジー（大槻敦子訳）』（原書房、二〇一六年）第八章を参照（原著は、Wendell Wallach, *A Dangerous Master* (Basic Books, 2015)）である。

(29) 河島茂生准教授は、座談会の中で、自律型ロボットという時の自律と人間が有する自律とは全く別物であり、人文学で自律という概念はカント哲学に関係が深いものであるという（福田雅樹・林秀弥・成原慧編『AIがつける社会』一一六頁）。

(30) 笹倉宏紀「AIと刑事法」四〇六―四〇七頁。  
Argyro Karanasiou and Dimitris Pinotis, 'Towards a Legal Definition of Machine Intelligence' 120では、自律の程度が責任の程度を決定するだろう。

(31) 自律 (autonomy) の意味や淵源に関する考察は、少なくとも、Kantなどの法哲学の基礎理論に遡ってなされるべきであろう（Immanuel Kant, *The Metaphysics of Morals* (1979) (Lara Denis ed., Cambridge University Press 2nd edn, 2017)）。本稿では深入りすることができなかった。別稿を期すことにしたい。

(32) 佐藤幸治『現代国家と人権』（有斐閣、二〇〇八年）七七一―一五八頁。

(33) "For example, do robots as "electronic persons" have the right to own the data they produce (machine generated data)? Should they be "liberated"? It may be fun to speculate about such questions, but it is also distracting and irresponsible, given the pressing issues we have at hand" (Luciano Floridi, 'Robots, Jobs, Taxes, and Responsibilities' 4).

また、Florida教授は、チェスのベストプレイヤーは、人間でもコンピュータでもなく、コンピュータを使う人間であるといふことを銘記する必要がある (we need to remember that the best chess player is neither a human nor a computer, but a human using a computer)。法学が長い間うまく対処してきた法的責任の問題を解決するために空想科学的 (SF) 解決を採用する必要はない (There is no need to adopt science fiction solutions to solve practical problems of legal liability with which jurisprudence has been dealing successfully for a long time) などと指摘し、人間とAIを区別するのを基本的なスタンスとして貫いている。

- (34) このような考えに対しては、人工人間などのAIと人間の存在が異なるという出発点から命題や結論を導く存在論 (ontology) に基づき、不確定なドグマ的な主張に依拠してなされる傾向にあり、その結果、重大な批判にさらされることになるという批判がある (David Gunkel, *Robot Rights* 68)。また、そもそも人間は、ヨーロッパを基礎とした法、倫理、経済、政治における制度の中心におかれているが、この人間の概念は、比較的新しい概念であって、その人生の期間を通して、唯一の人間の型というものはないという指摘がある (Michael Szaolov, 'EPSRC Principles of Robotics: Defending an Obsolete Humanism', p. 29 (2) *Connection Science* (2017) 150, 151)。

しかしながら、法学が生物学的な「人間」という種を基本的な対象として、権利、義務、制度というものを考えてきたことが誤りというわけではないだろう。実際、「人間である」という事実を根拠として、ある命題を導くことを認めてきた (たとえば、「人は出生と共に権利を有し、死亡と共にそれを失う」。存在論に依拠することができないとすれば、あらゆる社会科学の学問が否定されることになりかねないのではないだろうか。確かに、人間とは何かという問いに対する答えとして、確定的な単一のものが共通認識として一定の学問領域ではできあがっていないのかもしれないが、そうした点は各学問領域で不断に検討されることであり、議論が開かれていることが存在論を否定する根拠とはならないと思う。

- (35) 同旨、Alan Winfield, *Robotics* 83-85を参照。

- (36) 川島武宜『民法総則』六一頁。

- (37) 「法律関係の帰属点としての「人」ないし「法的人格」と、生きている人間個人とは、存在の平面を異にする二つの概念である。生きている人間個人以外のものを法律関係の帰属点として法律上処理することは実際にも存在し、また歴史上必ずしも、生きている人間個人のすべてが常に法律関係の帰属点とされてきたわけではない」という (川島武宜『民法総則』

(有斐閣、一九六五年) 六〇頁)。

(38) 「会社」とは、営利を目的とする社團法人のことであり、社團法人とは、人の集団に対して法人格が付与された存在である(田中亘『会社法』第二版)(東京大学出版会、二〇一八年) 三頁)。これに対して、財団法人は、個人や企業から拠出された財産を基礎として、これを管理、運営するために法人格が付与された存在である。なお、「企業」とは、継続的かつ組織的に事業活動を行う経済主体と定義されることが多いようであるが、法律用語ではない(同四頁を参照)。本稿では、「会社」と「企業」の厳密な使い分けはしていないが、おおむね、外国の制度や学説について語る場合には「企業」とし、日本の制度や私見を語る場合には「会社」としている。

(39) ほかに、アメリカ合衆国の海事法 (admiralty law) 分野のロモン・ローでは、船そのものが訴訟の被告となることが認められてくる (*Tucker v Alexandroff*, 183 US 424 (1902) 438)。イギリスでもかつてのように解されていたが、貴族院は、船の所有者に提訴しなければならぬと判決した (*Republic of India and Others v India Steamship Company Limited* [1997] UKHL 40)。もちろん、この判決は限定的に解釈されるべきであるという主張もある (Carlo Corcione, *Bring the Vessel to Court: The Unique Feature of the Action in Rem in the Admiralty Law Proceedings*, *International Law Review* 2013: 7)。また、インドでは寺院に、ドイツでは登録されたボランティアの団体に対しても法人格が与えられていることなど (Cf. Jacob Turner, *Robot Rules* 180)。

(40) Jacob Turner, *Robot Rules* 182; Samir Chopra and Laurence White, *A Legal Theory for Autonomous Artificial Agents* 157-159; Tom Allen and Robin Widdison, 'Can Computers Make Contracts?' 35.

(41) John Chipman Gray, *The Nature and Sources of the Law* (The Columbia University Press 1909) 45.

(42) Cf. Lawrence Solum, 'Legal Personhood for Artificial Intelligence', 1238-1240.

(43) *Dartmouth College v Woodward*, 17 US 518 (1819) 636.

この事件は、一七六九年にイギリス国王のジョージ三世が出した Dartmouth 大学設立認可状(同校の目的、運営組織の創設、同項への土地の付与について示されていた)をニューハンプシャー議会が変更して州の手に治めよう(私的な組織から公的な組織への変更)としたことから起きた。最高裁は、州議会の行為を違憲と判断し、Dartmouth 大学は私立大学として存続し続けることとなった。

- (44) 古くローマ法時代では、教会法において修道士と修道院を区別する目的で“*legal ficta*” (fictitious person) の存在が認められていたとさう。
- (45) Samir Chopra 教授と Laurence White 教授は、AI への法的人格の付与は発見 (discovery) ではなく、決断 (decision) であり、また、その付与の可否の議論は概念的 (conceptual) ではなく、実践的 (pragmatic) であるとする (A *Legal Theory for Autonomous Artificial Agents* 154)。
- (46) その後も、Solun 教授は、AI の進化に合わせて、新たなシナリオの思考実験を行っている (‘Artificial Meaning’ (2014) 89 *Wash. L. Rev.* 69; ‘Artificially Intelligent Law’ (2019) *BioLaw Journal* 53)。
- (47) Tom Allen and Robin Widdison, ‘Can Computers Make Contracts?’ 35.
- (48) 川島武宜『民法総則』六一頁。
- (49) Tom Allen 教授と Robin Widdison 教授は、国家を例に出し、国家の他国に対する宣戦布告は、その合法性という法的問題も生じるが、法の外で重要な意味を有し、多くの人々はその宣言が国家自身に帰するものであると考えるのであるから、法制度が国家に法人格を与えることは理にかなっているとさう (‘Can Computers Make Contracts?’ 38)。
- (50) Tom Allen and Robin Widdison, ‘Can Computers Make Contracts?’ 40.
- (51) この点について詳しく論じてある論稿として、Jacob Turner, *Robot Rules* 180–205 を参照。
- (52) 福岡真之介『AI の法律と論点』(商事法務、二〇一八年) 四〇九頁。
- (53) 斉藤邦史「人工知能に対する法人格の付与」二二—三三頁。
- (54) 栗田昌裕「AI と人格」二二〇—二二五頁。
- 栗田教授は、「そもそも、自動走行車が自らの財産を自ら処分し、使用し、収益をあげることが最初から想定されておらず、ここで問題となっているのは、財産の抛棄を受けてこれを運用し、財産の賠償に充てるだけの財産の集団——財団——にほかならない。これに法人格を付与したものは、ふつう、財団法人と呼ばれる。」という(二二二頁)。また、AI の刑事責任についても、「AI を擬人化して刑罰による方法に満足するというのであれば、AI に刑事責任を認めるのは無意味である。」とさう(二二七頁)。
- (55) 栗田昌裕「AI と人格」二二七—二二八頁。

栗田教授は、AIが事務を行う不動産管理信託であっても、「AIが判断した通りに行為する」という信託銀行の「意思」を基礎として法律関係が形成されることに変わりはないので、ロボアドバイザーと同様に考えられるが、AIを受託者とする信託については、仮にAIに法人格を認めたとしても、AI自身が意思を有しないことから、その点をいかに解決するかについて検討しなければならないという。

(56) 齊藤邦史「人工知能に対する法人格の付与」一九二二頁。

(57) 'Towards a Legal Definition of Machine Intelligence' 125.

(58) Samir Chopra and Laurence White, *A Legal Theory for Autonomous Artificial Agents* 159-160.

(59) 161(2) 77 Eng. Rep. 960.

(60) テクマーク教授は、AIが契約を締結し財産をもてるようにすること、経済の大部分が企業によって所有されている」とを同一視しているが、後者が人間の行為を介することによって可能であることを見落としていないだろうか（[Life 30]一六三頁）。とはいえ、同教授は、AI自身が人間の行為なしに財産を管理、運営することができるようになることを想定しているのであるから、企業よりもはるかにAIの権利主体性を肯定しやすいということになるだろう。

なお、Solum教授は、self-consciousness（自意識）をもつに至ったAIは、道徳的に法的人間として扱われる権利があり、それが生物学的な過程を経て生じたものではないという事実によって法人格が否定されるべきではないと主張している（Lawrence Solum, 'Legal Personhood for Artificial Intelligence' 1256-1287）。しかし、AIは人間が作った他律的存在、機械であるから、AIが自意識を有するということとは考えられないはずであるし、法人格付与の基準として、人間的要素を含むことや意思決定ができることは必要ないのであるから、AIの自意識を問題にする必要はないと解すべきである、

(61) Samir Chopra教授とLaurence White教授は、依存型法人格（dependent legal personality）と非依存型（independent legal personality）とに分類し、前者の形として、未成年者、精神障害者、企業などをあげ、AIもその例として取り込むことができないとのみならず、後者の形として、自律型AIが受け入れられることを示唆している（*A Legal Theory for Autonomous Artificial Agents* 159-171）。

(62) Argyro Karanasiou教授とDimitris Pinotis教授は、高度なAIの法的问题点として、製造段階におけるアルゴリズムの説明可能性（accountability）などにだけ注目するのではなく、その後の人間の全般的な関わり方についても十分検討すべき

ことを強調しているが（Towards a Legal Definition of Machine Intelligence 126）、妥当である。

（付記） 畑尻剛先生との一番の思い出は、私の博士号取得の副査の労をとってくださった時のことである。しかも、博士學位授与式では、畑尻先生と一緒に写真を撮ってください、私はお祝いにワインまでいただいた。私は、その当時まで、先生から直接ご指導をいただくことがほとんどなく、恥ずかしながら、先生をよく存じ上げていなかったのだが、そのお心の広さに感銘を受けたことを覚えている。その後、研究会ではたびたび貴重なご指導を賜ることができた。畑尻先生のご退職をお祝いすると共に、先生の増々のご活躍を祈念させていただきたいと思う。

（東洋大学法学部教授）